

慶應義塾生活協同組合「パソコン即日貸出機サービス」利用約款

(目的)

第1条

本利用約款は、慶應義塾生活協同組合(以下「生協」という。)が、生協の組合員に販売したパソコン本体のうち、生協が対象として指定したもの(以下「対象パソコン」という。)に対し提供する「即日貸出機サービス」(以下「本サービス」という。)の内容、利用条件その他契約に関する事項を定めるものとします。

(役務の内容及び範囲)

第2条

生協は、本サービスの利用者が対象パソコンを修理対応のため生協へ預けた場合に限り、修理期間中の代替機として、生協が保有する貸出用パソコン(以下「貸出機」という。)を貸与します。

2 本サービスは、対象パソコンの修理受付時に貸出機を貸与することを目的とするサービスです。ただし、貸出機の在庫状況、故障その他やむを得ない事情により、修理受付時に貸出機を提供できない場合があります。

3 本サービスは貸出機の貸与を内容とするものであり、パソコンの操作説明、設定支援、データ移行支援、ソフトウェア利用支援その他の技術サポートを含むものではありません。

4 貸出機の機種、性能、仕様、ソフトウェア環境その他の条件は、生協が定めるものとし、利用者はこれを指定することができません。

5 貸出機の利用に必要となる設定、データ移行その他の作業は利用者の責任において行うものとします。

(役務提供の対象商品と適用対象・地域)

第3条

本サービスの対象となる商品は、生協が本サービスの対象として指定して販売したパソコン本体とします。

2 本サービスは、生協の組合員に対してのみ提供されます。

3 本サービスを適用できる地域は日本国内とします。

(契約の成立、料金、請求・支払方法)

第4条

本サービスの契約は、生協が対象パソコンの購入又は本サービスの申込みを確認し、かつ所定の料金の受領を確認した時点で成立するものとします。

2 生協は、申込内容に記載漏れ又は虚偽の記載があった場合その他申込みが不適当であると判断した場合には、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。

3 有償サービスの料金は、生協が別途定めるものとします。

(サービスの対象者及び有効期間)

第5条

本サービスの対象者は、生協が定款で職域として規定する大学法人又は学校法人の入学者である組合員とします。

2 本サービスの有効期間は、利用者が対象パソコンを購入した年の4月1日から4年後の3月31日までとします。ただし、在学期間を限度とします。

3 生協が別途有効期間を定めた場合は、その期間によります。

4 本サービスに基づく貸出機の貸与期間は、本サービスの有効期間を超えることはできません。利用者は、有効期間満了時又は組合員資格喪失時には、直ちに貸出機を返却しなければなりません。

(本サービス提供の条件)

第6条

生協は本サービスを以下の条件で提供します。

(1)利用者は、対象パソコンを生協が指定する窓口へ持ち込み、生協が当該対象パソコンを修理のために預かった場合に限り本サービスを利用できます。

(2)利用者が対象パソコンを生協へ預けていない場合は、本サービスを利用することはできません。

(3)利用者が対象パソコンを第三者へ修理依頼した場合又は生協を介さず修理を行う場合は、本サービスの対象外とします。

(4)貸出機の貸与期間は、生協が対象パソコンを預かっている期間に限ります。

(5)利用者1名につき同時に貸与できる貸出機は1台までとします。

(6)修理完了後、利用者は生協の求めに応じて速やかに貸出機を返却しなければなりません。

(7)対象パソコンについて修理不能と判断され、代替品への交換その他これに準ずる対応となった場合であっても、利用者は生協の求めに応じて速やかに貸出機を返却しなければなりません。

(8)貸出機の貸与は、生協が保有する在庫の範囲内で行うものとします。

(9)貸出機の在庫不足、故障その他やむを得ない事情により貸出機を提供できない場合であっても、生協は貸出機の提供を保証するものではなく、代替機その他の提供義務を負わないものとします。

(遵守事項)

第 7 条

利用者は、生協が本サービスを提供するために必要な情報を生協へ提供するものとします。

2 利用者は、貸出機を善良な管理者の注意をもって使用するものとします。

3 利用者は、貸出機について次の行為を行ってはなりません。

- (1) 第三者への譲渡、転貸、担保設定
- (2) 改造、分解その他現状を変更する行為
- (3) 法令又は公序良俗に反する利用
- (4) 本サービスの運営に支障を及ぼす行為
- (5) その他生協が不適切と判断する行為

4 利用者は、いかなる理由によっても、本サービスを利用する権利を第三者に譲渡し、貸与し、又は利用させてはなりません。

5 貸出機内のデータについては利用者の責任において管理するものとします。

(貸出機の返却)

第 8 条

利用者は、対象パソコンの返却を受ける際、貸出機及び付属品を返却するものとします。

2 利用者は、生協から返却を求められた場合、速やかに貸出機及び付属品を返却しなければなりません。

3 対象パソコンについて修理不能による交換対応その他これに準ずる対応が行われる場合、利用者は交換品等の引渡しを受ける際に貸出機及び付属品を返却するものとします。

4 本サービスの有効期間が満了した場合又は組合員資格を喪失した場合、利用者は貸出機及び付属品を直ちに返却しなければなりません。

5 生協は、返却された貸出機に記録されたデータについて保存義務を負わないものとします。

(貸出機の紛失・破損)

第 9 条

利用者は、貸出機又は付属品の紛失、盗難又は破損が生じた場合は、直ちに生協へ届け出るものとします。

2 利用者の故意又は重大な過失により貸出機又は付属品に損害が生じた場合、生協は利用者に対し、その修理費用、再調達費用その他生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

3 通常の使用による自然な消耗又は経年劣化については、利用者は責任を負わないものとします。

4 利用者が貸出機又は付属品を返却しない場合、生協は利用者に対し返還を請求し、必要に応じて貸出機相当額その他生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

(本サービスの利用停止)

第 10 条

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、生協は本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 申込みに際して虚偽の事項を届け出た場合
- (2) 本約款に違反した場合
- (3) 組合員資格を喪失した場合
- (4) 貸出機を不適切に利用した場合
- (5) 本サービスの運営を妨げる行為を行った場合
- (6) その他、生協が不正又は不適切と判断した場合

(個人情報保護)

第 11 条

本サービスに関連して生協が取得した個人情報は、生協の個人情報保護方針及び関係規則に基づき適切に管理します。

(賠償責任)

第 12 条

生協は、本サービスを原因とした不具合により利用者が損害を被った場合であっても、生協に故意又は重大な過失がある場合を除き、その責任を負わないものとします。

2 生協は、貸出機の在庫不足、貸出機の機種・性能・仕様の差異、貸与開始時期の遅延、修理期間の長短その他本サービスの利用に関連して生じた損害について責任を負わないものとします。

3 生協は、貸出機又は対象パソコンに保存されたデータの消失、破損又は漏えいについて、一切の責任を負わないものとします。

4 生協は、生協の責に帰することのできない事由により本サービスを提供できなかった場合、一切の責任を負わないものとします。

(本約款の変更・廃止)

第 13 条

生協は、本サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他本サービスの運営上必要がある場合、本約款を変更又は廃止することができます。

2 前項の規定により本約款を変更又は廃止する場合、生協は、本約款を変更又は廃止する旨、変更又は廃止後の本約款の内容及び変更又は廃止の効力発生日について、変更又は廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図るものとします。

(1)店舗での掲示

(2)Web サイトへの掲示

3 本約款の変更又は廃止は、生協の理事会の議決によります。

(紛争の解決・準拠法・裁判管轄)

第 14 条

本約款に定める事項及び契約内容について疑義が生じた場合、利用者と生協は誠意をもって協議し解決するものとします。

2 本約款に定めのない事項については、民法その他の関係法令によるものとします。

3 生協と利用者との間に争訟が生じた場合、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(施行)

第 15 条

本約款は、2026 年 9 月 25 日から施行します。

設定・改定年月日

2026 年 9 月 24 日設定(理事会議決)

2026 年 9 月 25 日施行